

置賜定住自立圏の形成に関する協定書

平成30年6月29日

米沢市 南陽市

置賜定住自立圏の形成に関する協定書

米沢市（以下「甲」という。）と南陽市（以下「乙」という。）は、置賜定住自立圏（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町及び飯豊町の区域（以下「圏域」という。）に必要な都市機能及び生活機能を確保することにより、当該圏域の住民が安心して暮らせるための定住自立圏をいう。）を形成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、置賜定住自立圏を形成するため、相互に役割を分担し、連携を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携して取り組む政策分野及び内容等）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次の各号に掲げるものとし、その具体的な取組（以下「連携する取組」という。）の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての費用負担等）

第4条 連携する取組を推進するため必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議してそれぞれ当該費用を負担するものとする。

- 2 前項の連携する取組の推進、費用の負担に必要となる手続その他の事項については、甲乙協議してその都度別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月29日

甲 米沢市金池五丁目2番25号
米沢市

米沢市長

中川勝



乙 南陽市三間通436番地の1
南陽市

南陽市長

白岩秀夫



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

地域医療体制の充実

取組の内容	圏域内の住民が安心して暮らすことができる地域医療体制の充実を図るために、病院、診療所等の関係機関の連携を図るとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、地域医療体制の充実に必要な事業及び支援を行う。

2 福祉

(1) 子育て支援の充実

取組の内容	圏域内の住民が、住み慣れた地域で、安心して子どもを産み育てることができるようにするため、子育て支援施設の広域利用等、支援体制の充実に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の子育て支援の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の子育て支援の充実に必要な事業及び支援を行う。

(2) 福祉・健康事業の充実

取組の内容	圏域内の住民が安心して健康的に暮らすことができる地域づくりを進めるため、住民の福祉及び健康に関する事業の充実に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の福祉の充実及び健康の増進に必要な事業及び支援を行う。

乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の福祉の充実及び健康の増進に必要な事業及び支援を行う。
------	---

3 教育

教育環境・生涯学習の充実

取組の内容	学校教育及び住民が生涯を通して学べる機会の充実を図るため、学校等の支援を行うとともに、各市町で開催する各種講座、講演会等の参加対象を圏域内住民に拡大し、及び公共施設の相互利用等を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の教育環境及び生涯学習の充実に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の教育環境及び生涯学習の充実に必要な事業及び支援を行う。

4 産業振興

(1) 農畜産物等の振興

取組の内容	圏域内で生産される安全で安心な農畜産物の振興を図るため、農畜産物及びその加工品についての生産振興及び情報発信等を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の農畜産物等の振興に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の農畜産物等の振興に必要な事業及び支援を行う。

(2) 米沢牛の振興

取組の内容	地理的表示（G I）保護制度に登録された米沢牛の振興を図るため、増頭その他の生産基盤の強化に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、米沢牛の振興に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、米沢牛の振興に必要な事業及び支援を行う。

(3) 商工業の活性化と雇用促進

取組の内容	圏域内の経済の活性化を図るため、商工会議所、商工会等の関係団体と連携し、商工業の活性化及び雇用促進のための取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、企業誘致、創業支援、雇用促進等に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、企業誘致、創業支援、雇用促進等に必要な事業及び支援を行う。

(4) 広域観光の推進

取組の内容	圏域内の豊かな自然、歴史、文化等の資源を活かした広域観光の推進を図るため、観光資源の新たな発掘、魅力の向上、圏域内外への情報発信等に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域における広域観光に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域における広域観光に必要な事業及び支援を行う。

5 環境

環境の保全

取組の内容	圏域内の豊かな自然を守り、環境を維持するため、環境保全及び循環型社会構築に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。

6 水道

圏域内水道の広域連携等の検討

取組の内容	圏域での必要な水道水の安定供給及び機能強化を図るため、水道事業の広域連携等について検討を行う。
-------	---

甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内水道の広域連携等について検討する。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内水道の広域連携等について検討する。

7 消防・防災

消防・防災体制の強化

取組の内容	圏域内の住民の安全安心な生活を守るため、消防・防災体制の強化に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の消防・防災体制の強化に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の消防・防災体制の強化に必要な事業及び支援を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 交通

交通ネットワーク等の維持・整備

取組の内容	圏域内の交通ネットワークを強化し、通勤、通学等の交通手段を確保するため、交通事業者その他の関係機関と連携して、鉄道、バス等の公共交通及び道路等の交通インフラの維持・整備に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。

2 移住・定住・交流

移住・定住・交流等の推進

取組の内容	圏域内の人ロ減少等に関する課題を解決するため、圏域内への移住・定住の促進、圏域内外との交流人口の拡大等に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、移住・定住の促進、交流人口の拡大等に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、移住・定住の促進、交流人口の拡大等に必要な事業及び支援を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
職員等の交流

職員研修及び交流

取組の内容	圏域内の市町職員等の資質向上及び政策形成能力の向上を図るため、圏域のマネジメント能力の強化に向けた合同研修の実施、外部専門家の招へい等の取組を行う。
甲の役割	甲は、乙と連携し、研修等の企画及び運営を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、研修等の企画及び運営を行う。